

5 年 保 存

基監発0422第2号

平成26年4月22日

省 無制限

平成26年4月22日から  
平成31年4月21日まで

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

「自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意すべき事項について」の一部改正について

標題の件については、平成23年4月1日付け基監発0401第1号により指示しているところであるが、今般、下記のとおり改正することとしたので、了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

記の1配置等の(2)勤務日数を1名当たり21日/年とする。